

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	開発虎ノ門コンサルタント株式会社
代表者氏名	代表取締役執行役員社長 白鳥 愛介
本店所在地	東京都新宿区新小川町6-29 アクロポリス東京
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

開発虎ノ門コンサルタント株式会社は、静岡県島田土木事務所発注の令和6年度（一）島田岡部線ほか舗装修繕に伴う舗装たわみ量調査業務委託において、令和7年3月21日に落札が決定したが、同日、特記仕様書に定める管理技術者要件を満たすことができないことを理由に、契約を辞退した。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年4月2日から令和7年5月1日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
（略）業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内